

## 貯蓄預金規定

### 1. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当組合の本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しは、あらかじめ当店で、通帳所定欄に押印された印影と届出の印鑑との照合手続を受けたものにかぎります。

### 2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかににかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

### 3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金の口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には振込金の入金記帳を取消します。

### 4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡り返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は通帳に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

### 5. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）してこの通帳とともに提出してください。
- (2) 前項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当組合が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。
- (3) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な

権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

#### 6. (自動支払い等)

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。

また、この預金口座を給与、年金、株式・信託の配当金および投資信託の分配金ならびに公社債等の元利金の自動受取口座として指定することはできません。

#### 7. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当組合所定の日、店頭に表示する毎日金額階層区分別の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢等に応じて変更します。

#### 8. (印鑑照合)

(1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名・暗証）を届出の印鑑（または署名鑑または暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類のつき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) 第5条第2項に基づき、届出の押印を受けなかった場合においても、払戻請求書が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

#### 9. (解約等)

(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。

(2) 前項に定める届出の印章持参は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当組合が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。

(3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合は預金者に通知することによりこの預金取引を停止し、またはこの預金口座を解約することができるものとします。この場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出の住所にあてて発信した時に預金取引が停止され、または預金口座が解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、またこの預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき

② この預金の預金者が預金共通規定8条第1項に違反したとき

③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

(4) この預金が、当組合が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令にもとづく場合にも同様にできるものとします。

(5) 第2項、第3項および預金共通規定3条によりこの預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当組合所定の書面に届出の印章により記名押印して当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

#### 10. (未利用口座管理手数料)

(1) 当組合が別途定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは本条に定める未利用口座管理手数料以外の払戻しがない場合には、この預金を未利用口座とし(ただし、口座の対象外として当組合が別途定める要件に該当する場合を除きます。)、当組合が定める未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。

(2) 当組合は未利用口座管理手数料を、未利用口座から払戻請求書によらず当組合所定の方法により引き落としできるものとします。

(3) この預金口座が未利用口座となった場合、お届けの住所宛に書面にて案内をいたします。なお、この案内が延着または到達しなかった時でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(4) 前項の案内より一定期間を経過しても預入れ・払戻しがない場合、当組合が定める任意の日に、未利用口座手数料を引落させていただきます。当該口座がその後も未利用口座である場合は、翌年以降も同様に未利用口座手数料をご負担いただきます。

(5) 未利用口座の預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当組合は預金残高全額を引き落とし、未利用口座管理手数料に充当のうえ、預金者に通知することなく当該未利用口座を解約することができるものとします。

(6) 第2項により引き落としとなった未利用口座管理手数料についてはご返却いたしません。

(7) 解約された口座の再利用はできません。

この他、「預金共通規定」各条項によります。